

第2回鳥羽市宿泊税検討委員会 議事録

と き：令和6年10月7日

13時30分～15時30分

ところ：鳥羽市役所西庁舎 4階 大会議室

1. 開会

○あいさつ

(立花副市長)

皆さん、こんにちは。委員の皆様には置かれましては、本日はお忙しい中、第2回鳥羽市宿泊税検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の第2回検討委員会では、8月26日に開催されました第1回検討委員会や検討委員会後の用途についてのアンケートをふまえ、用途・税制の大きく2点について事務局案を提示させていただきます。あらためて申し上げますと、鳥羽には多様な形態の宿泊施設がございますし、離島地域や鳥羽駅周辺から南鳥羽地域にかけて、宿泊施設の立地条件については様々です。検討委員会やアンケートを通じて、ご意見をお聞きする中で、地域ならではの課題や用途にも特徴や違いがあり、用途や税制を決定するのは難しいと感じています。また、忘れてはならないのは、宿泊いただくお客様にとって有意義な用途であるか、わかりやすい制度設計になっているかは重要なポイントであります。本日は、宿泊税の用途に関する柱となる事務局案を示させていただきますので、委員の皆様には議論いただいた上で、方向性を決定していきたいと思っております。また税制度に関しては、これまでのいただいた意見を踏まえた事務局案をお示しし、主に税額、免税点、課税免除についてご議論いただきたく考えております。この税制度については様々なご意見があろうと考えています。本日は非常に重要な検討会となります。できれば、この第2回検討委員会で、方向性を導き出し、次回、12月開催予定の検討委員会にて、検討委員会としての意見を報告書としてまとめていただければと思います。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

副市長ありがとうございました。

○資料確認、出席者確認報告

(事務局)

進行は梅川委員長よりお願いいたします。

(梅川委員長)

皆さん、こんにちは。前回は台風だったと思いますが、鳥羽に来ることができず、オンラインで大変失礼しました。委員長ということで進行させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて今回、議論に入る前に2点、確認をさせてください。前回、第1回ではオンラインのため、画面か

らは雰囲気がかめなかつたのですが、資料を拝見して、様子をうかがっている限り、委員の皆様全員が鳥羽観光の発展のために、宿泊税導入は前向きに進めていこうという前提でよろしいですか。今日の議論が後になって、反対だったなどとならないように確認しておきます。

また、あくまで、委員会は諮問機関であるということも確認したいと思います。宿泊事業を営む現場の皆さんから、あるいは関係団体の皆さんからのいろんな意見をいただき、望ましい制度とはなにか、どう築き上げていくのかを委員会で議論し、意見を報告書としてまとめ、行政に答申するのが我々の役割ですので、この委員会で決めるというわけではないということです。ですからなるべく、いろんな知見を皆さんから出していただいて、鳥羽市らしい、ふさわしい制度はどういうものかを話し合う場かと思えます。普段は地域・地区でいろいろバラバラなこともあるかもしれませんが、今回は鳥羽全体で一致団結をして、いいアウトプットが出せればと思います。

3. 議事

(梅川委員長)

前提が長くなりましたが、議事に入りたいと思います。まずは、前回の振り返りと、2つ目の使途についての説明を事務局よりよろしく願いいたします。

議事（1）前回の振り返り

(事務局)

○資料P3～10により「第1回委員会後に実施したヒアリングの御礼、委員会の開催スケジュールと各回の協議事項、導入に向けた令和8年度までのスケジュール、宿泊税導入検討の流れ、前回の主な意見と市の回答」を説明。

議事（2）使途/事業アンケート結果および市の使途素案

(事務局)

○引き続き、資料P11～28により「観光基本計画・アクションプログラムと宿泊税収のサイクル、宿泊税導入の必要性、他都市の使途の事例、委員アンケート結果のまとめ、使途となる事業案、入湯税との関係」を説明。

(梅川委員長)

ありがとうございました。前回の議論の振り返りで、資料に入っていないことがもしあればご発言ください。大丈夫でしょうか。

ここで議論しなければならないのは、宿泊税導入の暁にはこういった事業に使っていきたいという使途です。21ページには、納税者である宿泊客の便宜につながっているのかどうか、観光客の宿泊促進、あるいは満足度、CSの向上につながっていくのか、あるいは市民にとってプラスの影響があるのかどうか、それから場当たりの使うのではなくきちんと計画にもとづいて使うために、これから策定する第三次基本計画の方向性と合致しているのかどうか、といった前提があり、それをもとに22ページに提示していただいているということかと思えます。また、既存事業の拡充、あるいは新規事業に宿泊税を充当し、入湯税と棲み分けるとなっています。

委員の皆さんからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(A委員)

一点、確認でよいですか。24ページの鳥羽市の入湯税について、70%の積立をされている基金化とは、民間の立場からすると基金というのはずっと組んであるものという認識がありますが、この場合は単年度で使うものではないけれども、その時に使える財布という認識でよいですか？

(観光商工課長)

基金化とは、観光振興基金という枠があり、入湯税収は一旦基金に入れます。そして、事業を行うために使いますという時に基金から出します。先程言われたように別の財布のイメージかと思います。

(梅川委員長)

これは非常によい鳥羽市独自の取り組みで、非常にうまくやり方をされていると思います。行政の予算はいわゆる単年度主義ですが、基金にして使い切らないとという発想から脱却しています。鳥羽市の基金条例を参考にして、釧路市や由布市などでも入湯税を基金化して、今年度使わなければ来年度以降に使うという取り組みをしています。

席の順番に私の隣からご意見を頂きたいと思います。

(I委員)

使途については、アンケートでも答えさせていただきましたが、アンケートの内容をほぼ参考にして4つの柱を書いていたかかなと思います。

使途の想定として、既存事業の拡充と新規事業の充当とございますけれども、入湯税との兼ね合い、入湯税と宿泊税のすみわけは徹底していただいて、例えば入湯税はプロモーションとか情報発信などの観光振興に活用いただき、新たな宿泊税については、新規事業や既存事業の拡充に活用いただきたいと思います。その中でも、2020年度の付加価値額は668億円で、そのうちの約30%を宿泊サービスで使っているという資料を拝見させていただいたのですが、特に鳥羽は宿泊業が産業をリードしているので、持続可能な鳥羽をつくるためにも、宿泊客を増やす施策で既存事業の拡充や新規事業をしていただければと思います。

(梅川委員長)

そうですね、鳥羽の経済を支えているのは宿泊産業ですね。

(A委員)

まず委員の皆さんの目線合わせをしておきたいと思います。宿泊税の導入は近々の協議事項ではありますが、21ページにあります「持続可能で魅力あふれるまち鳥羽」をつくるという大目的、それに対する数値目標と言いますか、何年の先のことを言っているのかがバラバラだと、たぶん出てくる意見が違ってくのかなと思っております。なので、短期、中期、長期、超長期、今58歳の私はある意味勝ち逃げ世代だと私はいつも言っているのですけれども、じゃ、今30歳前後の方が勝ち逃げできるかという

非常に不安を覚えております。なので、超長期の目線で持って、今は何をどうしていったら良いのかという意見をいただくことが最重要だと思っています。短期ではイベントなど何かをやろうとしたら、何に対しても反対意見は出ますが、超長期で考えたときに、こどもや孫が鳥羽で生き残れるのですか、という目線だけは合わせておきたいなと思います。

それと同時に、今日は伊勢市、志摩市の方もお見えになっているのですが、東京から見たら、伊勢志摩は一体なので、できれば、伊勢市ならびに志摩市の民間事業者、宿泊事業者の方にもその旨お伝えいただければありがたいと思います。

(梅川委員長)

ありがとうございました。

目線合わせということで、短期的にはあれに使いたい、これに使いたいとなるわけですが、持続可能で魅力あふれるまち鳥羽をつくるための財源ということで、長期的に見据えながらやっていく方が良いだろうというご発言だったと思います。それから、伊勢市、志摩市との連携は重要だと思います。北海道のニセコエリアでは倶知安町とニセコ町で宿泊税の制度がバラバラですが、消費者からすると、やはり足並みを揃えることも重要です。

(B委員)

まさに逃げるできない世代のBです。当事者意識を感じています。

A委員がおっしゃったことというのは、我々の世代は日頃から話をしていますが、まさに主体者として考えることかなと思います。事前に説明も来てもらいましたが、内容としましては、非常に我々の目的としたところが書いてありまして、頼もしいと思います。

一方で、個別の事業については今後の協議になるかと思いますが、書き方によっては既存事業の焼き直しになってしまうところもありますし、また市が直接的に補助していく部分についてはぜひ、基本的には観光客にダイレクトで直接的にメリットが出る形にしていきたいなと思います。今回の資料を見ても、入湯税の素晴らしい制度がありますので、おそらく同じ方向になると理解しましたが、間接的な面では我々同業者のグループとして旅館組合の枠組みがありますので、補助をして、鳥羽の観光を支えていきたいと思っています。

(梅川委員長)

逃げられない世代として、責任感あるご発言でした。受益者にダイレクトにメリットがあるようにというのは外せないところかなと思います。資料の4つの柱の下に書いてある個別の事業は短期の話で、この4つの柱自体がA委員もおっしゃる長期的な話になると思います。

(B委員)

私の方からも一点質問させてください。入湯税の説明では観光振興基金について記載いただいているのですが、宿泊税が導入された場合は別の名称で基金化し、活用していくのでしょうか。

(企画財政課長)

基金について、別名称の基金を設けるかはまだ確定はしていませんが、明確に棲み分けをする必要があると考えています。監査委員などからはあまり基金を増やさない方が良いという意見も頂いているので、入湯税と同じ観光振興基金に入れる場合でも、きっちり分けたいと思います。もしくは、皆様のご意見を聞いて別々の基金の方が良いよということであれば、別の基金というのを検討したいと思っております。

(B委員)

ありがとうございます。制度的に別のものを作らなければならないのかと思いました。

(梅川委員長)

入湯税を基金化している自治体は鳥羽市を参考にしていくなかありますけれども、宿泊税を基金化している自治体はまだ少ないかと思えます。非常に重要な論点でしたね。

(C委員)

柱について、現場から話を聞いているところで何をするのかを明確にしないと税の導入に対して納得できないという意見が多かったと思います。ホテル、旅館、民宿、大なり小なり種類がありますので、使い方として全てのところにいきわたるように、広域で考えていただかないと納得いかない人も多いと思います。例えば、書き方だけの問題なのですけれども、「まちづくり整備の推進」についても、後ろにかっこ書きで「鳥羽駅周辺エリア」と書かれてしまうと、浦村などの人は怒るよとお伝えしました。鳥羽市は広域なので、みんなに納得してもらえる柱をつくってほしいと思います。

(梅川委員長)

具体的なお話をいただきました。これをしっかりと皆さんと合意できればと思います。

(D委員)

私のところは離島という特別な地域になるのですけれども、地元の組合員からは特に反対意見等はありませんが、使い道については、ものすごくしっかり検討してほしいと頼まれております。離島は交通の便に少しハードルがあります。そこで、定期船のIC化、チケットレス、キャッシュレス化することで利便性をはかるなど、鳥羽市広域の隅々まで行き届く使い道をしてほしいなと思います。

(梅川委員長)

ありがとうございました。導入に関して、反対はないけれども使い方については、シビアであるということで、特に交通問題については離島が抱えている課題に使えるかというご意見でした。

(E委員)

梅川委員長がおっしゃるように、我々としても賛成の方向でやっていくのですが、以前アンケートとっていただいたと思うのですが、別の会合があった際に宿泊税はどうなっているのだ、宿泊税導入ありきの進め方になっていないか、という強いご指摘をいただきました。導入ありきでやっていくのは、超長

期の鳥羽を担っていく我々としても大事なことではありますが、やはり、現場の方々に宿泊税の検討がどうなっているのか、情報共有は必要なのかなと思いました。

併せて、これは完全に私見ですが、プロモーションに関しては、地域によってやっていたりやってなかったりしますが、宿泊税はお客様に払っていただくものですので、お客様に来ていただくためのプロモーションに宿泊税を使うは反対です。あくまで、魅力的な鳥羽をつくるための施策に使っていただきたいと思います。

(梅川委員長)

E委員がおっしゃったのは、入湯税とのすみわけという中で、宿泊税はまちづくりの方につかっていく方向でいいということですのでいいですね。単なるプロモーションではなくて、宿泊税は受け入れ体制整備だとか、まちづくりだとかにそういったことに使っていこうということですね。

前半の部分は周知の事ですね。市もホームページで議論のプロセスを公開したりしていますので、少しずつではありますが、理解が進むのかなと思います。また、なぜ宿泊税なのかということはこれまでも議論されてきました。鳥羽は宿泊業ががんばらないといけないところなので、先輩がどうなんだとおっしゃったのだと推測しますが、期待の現れでもあるので、しっかり盛り上げていければと思います。他に財源があるのかというと、それほどありません。世界的に見てもやっぱり観光振興の財源はやはり宿泊税です。

(E委員)

反対ということで意見を言っている訳ではないようです。進め方として、現在の状況などを共有してほしいということでした。

(梅川委員長)

これまで観光振興を支えてきた年配の人たちにとっては、若い人たちに任せるとなっても、「俺は聞いてねえ」という思いもあるので、そういうのが大きいと思います。どこの地域でも、しっかり報告すること、議論のプロセスを出すことは大事ですよ。

(F委員)

意見がいくつかありまして、まず、基準財政収入の積算に入らない法定外目的税として宿泊税を導入することに賛成です。

一方で、事業者目線では、なぜ鳥羽市に宿泊税が必要なのかということで資料の13ページにも書かれていますが、「必要な財源の不足」という理由では、説明として1段、2段飛ばしかなと考えています。

「鳥羽市の市税の減少」「競争の激化と魅力向上の必要性」というのは入湯税の観光振興に使われる50%では事足りないのか、という疑問を投げかけられる可能性もあると思います。また、「観光振興に活用」と「観光まちづくりに活用」というのも、観光振興の中に観光まちづくりが内在する場合がありますし、逆に観光まちづくりの中に観光振興が内在する場合があります、人によって定義がまちまちだと思いますので、ワードの定義が非常に重要だと思いました。事業者目線では理解できますが、事業者以外の実際にお泊まりになる方に対しては説明が1段、2段飛ばしという印象を受けました。使途については、先

ほどの4本柱の話とともに、入湯税も含めて、より丁寧な説明が必要だと思いました。

(梅川委員長)

ありがとうございました。重要なお指摘をいただきました。必要な財源の不足のところを丁寧に説明しないと1段、2段飛ばしになってしまうというご指摘でした。それから、「観光まちづくり」と「観光振興」の定義について、だれが判断するのかというご指摘をいただきました。

(G委員)

前回は申し上げましたが市の観光振興基金の拡充ではという質問に対して、前半にすみわけをするという答えがあり安心しました。

今日は、私は谷を超え、山を超え、南鳥羽の相差から来ましたが、税を取ることをのめはしっかりとほしいと思います。例えば、道を整備したり、道路から出た木を切ってくれたりすることにつながれば納得できると思います。相差地区は単価の安い小宿の集まりで、私は民宿組合の組合長をやっていますが、組合に27軒あります。地元の会合では、温泉がある宿では入湯税を取って宿泊税もとることになるので心配だという意見がありました。宿泊税と入湯税の使途の中身ですが、入湯税は鉱泉保護、観光振興に使っていますということで説明すると納得いただけるのですが、そのうえで宿泊税についてどう説明するかということ市からも示して欲しいと、地元の宿泊施設からも言われています。

また、鳥羽の中には価格帯が高級宿から地場の安価なところまであるので、一律定額制で200円とするのではなく、1泊1万円以下はなしにするとか100円、2万円は例えば200円、3万円以上は例えば300円にするとか、段階制にしていだけないか、という意見がありました。それの方が顧客にとってわかりやすいのだと思います。他の自治体でも、先日温泉振興会で長崎市に行ったのですが、最初は一律の定額制で検討していたのが、その後の協議で段階制を採用したと聞きました。鳥羽市もこの方向でやっていだけないかなと思います。また、温泉振興会には50軒ほど参加しており入湯税は一律150円徴収していますが、鳥羽市には全部で宿が120軒くらいあるので、段階制で宿泊税を取った場合には、1万円の宿、2万円の宿など価格層別でしっかりデータがとれるようになるのではないかと思います。

(梅川委員長)

相差は小さい民宿が多いので、どう説明するのは難しいと思います。入湯税の場合、法律で4つの目的に使う事が決まっているので説明しやすいですが、宿泊税の場合は、法定外目的税なので、使い方は各自治体で考えなければなりません。今回は4つの柱でやっていったらどうかという事務局の説明もありました。

それから、段階的定額制については、また後半の議題で事務局提案が出てから議論しましょう。宿泊税は基本的には、支払う金額が決まっている賦課課税方式ではなく、税額を申告して払う納税の方式なので、段階的になればなるほど、事業者には負担がかかります。

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

4つの使途の方向性についてはどうですか、鳥羽市らしさが出ているのでしょうか。2番目の国立公園のブランドを活かして景観や地域資源の保全活用するための財源とすることに表れているのでしょうか。

1番目はどなたもご賛同いただけるかと思いますが、これから重要になってきます。インバウンドの

受け入れ体制の強化は文言としては入っていませんが重要ですよ。何年後かには、日本の宿泊客の半分はインバウンドになると言っている方もいました。

3番目、鳥羽市ではあまり議論されていないですが、全国的に言うと、組織の体制強化に宿泊税を導入していくというのは、ものすごく大きな議論になっています。熱海市で宿泊税の導入が決まりました。熱海市は何年前からか、DMOを設立し、その運営資金に宿泊税を使っていくということで、2つの委員会ですと議論していましたが、やっと決まりました。先日の新聞に載っていましたが、熱海のDMOのCEOが募集されていましたが、ものすごい人の数が応募してきたということが出ていました。熱海市の動きを横目に見ながら、鳥羽市らしいものをつくっていかればと思います。組織強化についてもう少し記述があっても良いかという印象を持ちました。

それから、4番目は受益と負担の関係を考えると宿泊客に満足してもらって、また来てもらうのは大切です。あと、下に書かれている特別奨励者に対する支援、システム整備に対する支援も入れるということだと思います。

個別の事業は改めて議論が必要ですが、4つの柱はいかがでしょうか。概ね理解いただいたということでしょうか。

(委員)

※概ね了承

議事(3)市の税制素案

(梅川委員長)

そうしましたら、次の議題です。ここが一番議論してほしいところです。市の税制の骨格について、素案を事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局)

○資料P29～34により「税制毎の特徴の比較、税制導入の基本方針、税制の事務局案、申告・納付の方法、税込シミュレーション」を説明。

(梅川委員長)

ありがとうございました。

宿泊税の徴収については、資料30ページの通り、大きく分けると一律の定額制、段階的定額制、定率制の3つの方式がありますとのことでした。納税する方の納得性、宿泊事業者の負担、目的とする事業が安定的、継続的にできるのかということで、事務局からは定額制のご提案をいただきました。

今日の委員会では32ページの税額・税率、免税点、課税免除について主にご議論いただく論点かと思えます。鳥羽市は宿泊客が多いから、一律200円でも税収は3億円くらいになるのです。

先に申し上げておきますが、30ページの3つの方式の中で一番公平なのは定率制です。次に段階的定額制、そして定額制です。ただ、定率制や段階的だと徴収義務者に負担がかかるので、簡易に算定ができるよう事務局からは一律の定額制200円という提案をいただきました。これについて、議論いただければと思います。

それから、いくら以下は課税しないという免税点です。これも設定すると徴税義務者の負担になります。そして、課税免除については、修学旅行生や子どもをどうするのかも、全国的に議論になっています。

今回事務局からの提案は、免税点も設けない、課税免除もしないということで、一番シンプルでわかりやすく、徴収する事業者の皆さんに負担にならない制度という提案でした。

(A委員)

今回の委員に鳥羽市旅館組合連絡協議会が、各地域から参加している理由だけ先に説明しておきます。鳥羽市内に10の旅館組合がありますが、そのうち鳥羽旅館事業協同組合のみ法人団体で、その他は全部任意団体です。その中で、鳥羽市旅館組合連絡協議会は、協議会と名前がありますが一度も協議したことはなく、ただの連絡会です。三重県旅館組合という県の組合と紐づいているのは、鳥羽旅館事業協同組合だけで、それ以外の9の旅館組合は紐づいてすらいらないという状態です。なので、連絡協議会としての協議をしていない以上、いろんな地域から出ていただくことで、いろんな意見を言っていただくことは、協議会の審議も経ていないので、遠慮なく発言してほしいと思います。そのために出てもらっています。将来的には、若手の皆さんが組合長をされていますが、その人たちが全部理事に入っていて、鳥羽全体のホールディングスのような統合旅館組合を作っていきたいと思っています。

ここまでは前提の話でした。個人的な意見ですが、統一組合を作るうえでのインセンティブを宿泊税導入の暁には考えていただきたいと思います。入湯税は3割が源泉保護の名目で温泉振興会に入り、温泉振興会の決議のもとで、分配されています。同じように統一旅館組合の事業費を含む分配金としては入湯税と同等、3割程度を統一旅館組合に還付をしていただきたいと思います。残った7割に関しては、行政同士で調整して活用をしてほしいと思います。

加えて、ダイナースとアメックスを使うと、手数料で3.3~4.0%取られるので2.5%還付ではカードの徴収側として赤字になります。その赤字の補填も含めて、統一旅館組合に3割は最低でも譲れない水準であると思っています。

それでもって、各旅館へのインセンティブを今後、同業者会で議論していきたいと思っています。

(梅川委員長)

地区ごとに議論いただいていることで、率直に意見をいただきたいという話でした。

もう一つの3割の話ですが、入湯税は、4つの目的がある中でその一つである源泉保護管理の名目で温泉振興会に任せているということだと思います。宿泊税については、例えばさきほど説明があった4つの柱のうち、そのうちの1つでも、統合するであろう旅館組合がしっかりやるということであれば、A委員のロジックが成り立つのかもしれませんが、いきなり3割をとというのは総務省も認めないと思いますし、ロジックとして難しいのではないのでしょうか。そこはこれからの議論で整理が必要ですが、そういう前提で宿泊税の話になるとちょっと変わってくると思います。

(G委員)

さきほど先走ってしまいましたが、段階的定額制にならないかという意見がありました。

あと、修学旅行生についても取る、小学生からも取るということでしょうか。小学生以下は宿泊税を

とらなくても良いのではという意見も出ました。現在、入湯税は、中学生以下は取っていないので合わせた方が良くと思います。

(梅川委員長)

課税免除の部分で小中学生に対する課税免除を設けたほうが良いというご意見でした。相差で集約して出てきた意見ということですね。

(G委員)

相差の小宿の意見です。

(F委員)

第1回でもお話をさせていただきましたが段階的定額制での徴収を希望します。理由としては、税収が担保されるという理由です。中長期でみると、国内の宿泊者数が減っていく、その前にインバウンドがどうなのか、というと、まだまだ三重県はインバウンド比率が低い中、2年後に導入だと、なかなか税収担保が難しいのではと思います。それぞれ旅館、ホテルはありますけれども、やはり売上を担保し、生き残る道として重要なのが客単価です。これを上げていくためには高付加価値化としてやっていくのが生きる道です。その中で、宿泊の料金に応じてより高みを目指していかなければならないと私は感じています。

これの反対意見として、事務的な手間がかかるという話が出ましたけれども、ホテルシステム上で、さほど難しくなく解決できると思います。事業者側の負担ということであれば、団体だろうが個人客だろうが、一定の閾値を設けて、自動で計算できるシステムがありますし、市から補助も考えているという話でしたので改善できるかと思っています。

また、課税免除、免税点も、地域性を見て、民宿が免除であったり、1万円以下は免税するなど、様々な意見があると思いますが、設けるにせよ、設けないにせよ明確な理由の説明が必要だと思います。分かりやすいから設けないという理由では話にならないので、事務局提案としてしっかり説明があった方が良くと思います。この内容ではどちらにせよ反発が起こると感じました。

最後に、特別徴収奨励金については、デジタル納付であれば、期間限定ですが3.5%も他都市の事例では確認できています。2.5%だと少ないと感じていますので、引き上げていただきたいと思います。

(梅川委員長)

段階的定額制が良いだろうという意見でした。例えば、システムを導入していない旅館、民宿はどのくらいあるのでしょうか。大きな旅館であれば入っていると思いますが、小規模だとちょっと難しいかもしれませんね。

それから、特別奨励金については、2.5%から増やせないかという意見でした。総務省のガイドラインもありますので、鳥羽市の地域性として増やす必要があるという説明が必要になると思います。

そして、免税点、課税免除を設けないというロジックについてのご指摘ですが、事務局からご説明はできますか。

(事務局)

免税点のお話があったかと思いますが、事務局からの提案は、あくまで宿泊行為に対する課税、一泊あたりいくらという課税になりますので、免税点は設けないという考えです。

課税免除については、各市町村で様々な議論があろうかと思いますが、鳥羽市としては、修学旅行生も含めて課税し、納めていただくものは納めていただいた上で、修学旅行生には別途支援をしたいと考えております。また、行政サービスは誰もが一定程度受けていることから、広く公平性を担保して一律の定額制を提案させていただきました。

(F委員)

別途支援するのであれば、そもそも免除すれば良いのではないかと思うところもあります。

(税務課長)

現在、入湯税は修学旅行生は課税免除になっています。皆さんもご存知の通り、入湯税の課税の対象施設は約50施設あります。修学旅行は以前から学校で宿を指定していただいていることも多いと思いますが、温泉がある宿なのか、ないのかによって不公平感があるので、そういう意味もあり、入湯税は修学旅行生は課税免除していると考えています。ただ、宿泊税は、すべての宿泊施設が課税対象になりますので、全ての宿泊者への公平性を考え課税免除を設定しないという考えです。

最初に導入する際には不平不満もあるかと思いますが、免税点、課税免除を設けず200円の定額制で一斉にスタートとしたいと考えています。

(E委員)

ちなみにみですが、修学旅行生に対する支援とは、どんなイメージでしょうか。金額的な補助ですか。

(観光商工課長)

来ていただける学校に対してか、旅行会社に対してかは未定ですが、修学旅行として来て頂けることに対して何か補助をすることを考えています。今でも同じような取り組みをしているところもあると思いますが、またアイデアがあれば出していただければと思います。

(梅川委員長)

税務課長から課税免除の考え方のご説明で納得いただけましたでしょうか。

また、E委員から質問があった別途支援の内容について、政策的な判断だと思いますが、課税免除するのではなく支援をする方が有効ではないかという話でした。

(E委員)

私は定額でよいと思っています。理想としては個人的に段階的だと思いますが、小さい規模の宿はシステムを導入していないため、現実的には定額制になってしまうと思います。

修学旅行生への課税に対しては反対で、金額的な補助をするなら、最初から免除したほうが穏便なのではないかと思っています。入湯税のあるなし、公平性などはあるかもしれませんが、すでに来ている修学

旅行生は毎年来て頂いている団体が多いのではないかと思います、今後も変わりはないと思いますので、そこへ新たに支援するというのは、修学旅行が多い相違の地域性としても反対です。

それから、見直し期間なのですけれども、税金を行政などがどのように使うのかということに対しては、5年毎ではなく見直していくという理解で良いでしょうか。

(観光商工課長)

こういうものに使っているという部分については、観光基本計画の委員会などがありますので、そこで毎年報告させていただきたいと考えています。また、制度的な見直しは5年ごとにしましょうということで、それは別の協議になると思います。

(E委員)

現状、入湯税は観光以外に多く使われているのではないかと声があり、危惧されている方がいるため、宿泊税は観光に使われるように意見を出しました。

また、特別奨励金については、率は分かりませんがなんらかの形で還付が必要なのではないかと思います。免税点については、必要な気もしますが正直わかりません。

(梅川委員長)

最終的に決めるのは行政ですが、ここで色々な意見を出して頂くことが大事だと思います。

(D委員)

課税免除のところ、離島だと船で渡らなければならないので、例えば、台風が来たときに電線が切れる可能性がある中で、中部電力の方たちは、船が止まっても対応できるように台風が来る前から泊まりに来ています。自衛隊も一緒なのですが、災害対応のために来る人たちからも宿泊税を取るのかというのは、離島としての意見があります。観光目的かそうじゃないかの線引が必要ではないかと思います。

(梅川委員長)

昨日もある島で、宿泊税の議論していたのですが、台風で泊まらざるを得ない客からも宿泊税を取るのかという議論がありました。業務目的で来られている方もふくめて、確かに忍びないところですよ。

(C委員)

制度自体に関して異論はないです。

ただ、税金が2.9億と試算していただいています。そもそも宿泊税はいつを見ているか、となったときに、2年後に導入して見直し期間が5年後と考えると、少なくとも7年スパンで、まちづくりみたいな大きなことをやるのに、この予算でやっていけるのかと思います。皆さんが一番気にしているのは柱の中でどのようなことをやるのかということだと思いますので、定額であったとしても200円で良いのか、300円程度が必要ではないかだと思います。段階的というご意見もありましたが、考えとしては同じ

だと思いますが、システム面で追いつかない状況もあり時間がかかったり反対が出てきたりする可能性があるので、今は定額で良いのかも知れませんが、ミニマムで始めるのではなく、少し上乗せした方が良いのではと思います。

(梅川委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。ずっとこれでいいのかというのはありますね。

(B委員)

免税点のところで、もう一度確認ですが、赤ちゃんだろうが幼児だろうが、人ならカウントし200円を課税するという理解でしょうか。

(税務課長)

そこは検討余地があると思います。他都市を見ると、宿泊料金が発生する人が対象かどうかなどを基準として、例えば添い寝をする赤ちゃんには課税をしないという事例もあります。まだ決まっていませんが乳幼児の課税について検討したいと思います。

また、D委員がおっしゃった災害対応の関係者も含めて、他にも様々なケースが考えられると思いますので、検討し整理していきたいと思います。

(B委員)

念の為、確認しました。他の県や市もみていると、免税点の部分は金額で言及されているところでしたので、なぜ鳥羽市では設けないのか、というところについて、市内の宿泊金額など調査されているかと思いますが、そこをみていただきながら、決めていただければと思います。

課税免除については、修学旅行は将来鳥羽に来てくれる人の種まきの意味合いもあるので、より積極的に取り組んでいただきたいと思います。この宿泊税については伊勢・志摩・鳥羽の3市で連携して検討しているので、課税免除も3市全体で考える必要あると思います。その部分も次回言及いただけるとよいと思います。

特別奨励金については、基本は総務省に同意いただけるレベルでよいと思います。

(A委員)

さきほど過激な発言をしましたが、3割を民間事業者に戻したほうが、行政も楽ではないかという補足をさせていただきます。受け皿の話ですが、少なくとも鳥羽の旅館の若手経営者は信用に足りる人たちが揃っています。10入った宿泊税のうち、7は行政に、3は統一組合に入ることで、離島に行く人たちの乗船料に対する配慮であるとか、その3割の中で議論の余地が生まれるのではないかと思います。そもそも入った7割については、当然ながら執行権者たる首長提案で事業を実施していく、そのためには議会の監査を受けるというプロセスが必要になりますが、鳥羽の旅館組合が統一されたときには流動的な対策も必要になるので、高浪観光商工課長が手綱をしっかり持っていただければ、非常に使い勝手の良い団体になるのではないかと思います。なので、3割で持って、ある程度の細かな対応、ブレーキで言えば遊びの部分ができるのではないかと思います。そういう意味を込めて、多少過激にはなりま

すが、3割という提案をさせていただいた次第でございます。

(梅川委員長)

民にお金がないと、フレキシブルな対応ができないのはその通りだと思います。そこはDMOの議論でも一番やっているところです。先程熱海の話もしましたが、熱海でもDMOに宿泊税のお金が入ってくることで、対応ができるようになるという形です。そういう意味では民に任せる方が良い部分もあると思います。

(I委員)

制度的には定額で了解です。安直な話かもしれませんが、税額を200円ではなく250円にして、入湯税と加えて総額で400円でもよいのではないのでしょうか。200円だと総務省同意が得られやすいということでしょうか。

また、免税点なしは、事業者からすると、食事代を分離して算出するなど、少しでも手間のかからないほうがよいと思いますので賛成です。

特別奨励金については、カード決済が多いので、2.5%では持ち出しになるため、プラスいただけないかと思います。

(梅川委員長)

結局、現金でもらうようになると手間ひまがかかってしまいますので、その問題はあると思います。

(E委員)

大人も子供も関係なく免税点は設けず徴収するという考えでしょうか。

(事務局)

宿泊料金が発生するかどうかを基準になるかと思います。

(梅川委員長)

宿泊料金が発生すれば課税するのか、子供料金の方は免除するのか、鳥羽市としてどういう制度の設計にするか整理して頂ければと思います。

(E委員)

他都市ではどのようにやっているのでしょうか。また、試算に使っている148万人にこどもも入っているのでしょうか。乳幼児を課税免除にするならば大人だけの統計があるとわかりやすいと思います。

(観光商工課長)

こどもも入っていると思いますが、いずれにしても推計値です。宿泊税を導入すれば延べ宿泊数が実数で分かるようになるので、どれだけ誤差が出るのかということもあります。

(E委員)

今は中学生以上が大人という扱いにしているので、大人以上が課税対象とするとお客さんには分かりやすいかと思っています。

他都市で宿泊税の導入が進んで小学生以上が一般的になってくれば良いのですが、そうでない状況では、入湯税に加えて宿泊税も家族全員分払うとなれば、現場では、こどもも徴税すると宿泊者に説明の手間が発生します。お客さんも「小学生も払うの」という疑問を持つかもしれません。一方で子供料金はいくらとしたら、さらにややこしくなります。

(梅川委員長)

小学生以下などを課税免除する行政もあります。課税免除等を入れると宿の手間が増えていきます。導入都市も増えてきているので、参考にして鳥羽らしい制度を検討頂ければと思います。

(企画財政課長)

さきほどA委員が出された話ですが、奨励金については総務省のハードルがあって2.5%になっており、鳥羽市の特殊事情があっても30%はありえないと思います。一方で、DMOへの補助、委託などならあり得るので、そういう考えでやっていただけるとありがたい。

(A委員)

この団体で一度集まって話し合いたいと思います。

(梅川委員長)

事例で出ていた高山市ですけれども、インバウンドが多いので、それで総務省も特別奨励金については3%を認めた経緯があったと思います。

おおむね事務局案に対して、大きな反対はなかったかと思いますが、課税免除の部分などは検討の余地があったかと思いますが、免税点については特になかったかと思いますが。

段階的定額制は、高付加価値になればなるほど税収が増えるので、本来望ましいかなと思いますが、小さな宿もあるので、導入には実現可能なのかについて、考えながら制度設計しなければいけないですね。

今日の議事はこのくらいにしておきまして、今日の議論を踏まえた制度設計のご提案を次回頂ければと思います。

4. その他

(事務局)

熱心なご議論ありがとうございました。

第3回は12月23日月曜日の午前中で予定しています。時間や場所等は改めて連絡します。

もう一点ですが、各地域の旅館にご理解いただくことが、重要だと我々も認識していますので、先日もG委員を通して、相差の民宿組合にお邪魔させていただき、説明、意見交換させていただきました。またE委員からも、旅館組合でもという話がありましたので、また調整させていただきたいと思います。

地域に出向いて膝つきあわせて、宿泊税とは何かというところから説明させていただき、ご議論させていただき、ご理解いただくように努力していきたいと思います。その他の地域でも、必要があれば事務局までお申し出いただければと思います。また、市全体でも説明会が必要であるかなと思いますので、この議論と並行して進めていきたいと思いますのでご協力よろしく願いいたします。

5. 閉会

(事務局)

長時間ありがとうございました。これで第2回の宿泊税検討委員会を終了させていただきます。